

ごみを減らしましょう ~ごみはルールを守って出しましょう~

家庭系燃えるごみには「処理券」を貼り付けて出しましょう

広報かさまつ2月号と併せて「家庭系燃えるごみ処理券」を配布しました。家庭系燃えるごみは、必ず「処理券」を貼り付けて出しましょう。使い切った場合やお手元に届かなかった場合は、役場・松枝公民館・総合会館でも配布しています。

燃える大型ごみ・金物ガレキを正しく分別しましょう

燃える大型ごみ	◆木製品類(たんす・テーブル・机・イス・本棚など) ※取り外しが可能な金属やガラスは、できるだけ外して「金物・ガレキ」で出してください
	◆プラスチック製品類(洗面器・おもちゃ・衣装ケース・ポリ容器など) ※おもちゃなどに乾電池が内蔵されている場合は取り外してください
	◆布製品類(布団・毛布・布製マットレス・カーペット・大きなぬいぐるみ・汚れた衣服など) ※ひもでしばって出してください ※電気カーペットや電気毛布、スプリングマットなどは「金物」です
	◆金属製調理器具(やかん・フライパンなど) ※包丁などの刃物類はガムテープなどで刃の部分を包み、「刃物注意」などと明記してください
金物・ガレキ	◆小型家電製品(扇風機・ドライヤー・ファンヒーターなど) ※乾電池は取り外してください ※ファンヒーターやストーブは必ず灯油を抜いてください
	◆スプリングマット・自転車・三輪車・傘
	◆ガラス類(コップ、板ガラス・割れたビンなど)
	◆陶器類(茶碗・皿・植木鉢など)

・消火器、タイヤ、バッテリー、畳、ピアノなどは町では処理できません。購入した販売店、専門業者または役場環境経済課へお問合せください。

・家電リサイクル法対象家電品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は適正にリサイクルしてください。

※詳しい分別については、「家庭ごみハンドブック」で確認するか、役場環境経済課へお尋ねください。

平成31年4月1日から事業系可燃ごみを有料化します。

ごみ処理手数料 10kgまでごとに108円

【問 合 先】環境経済課 ☎388-1114

寄 附
(敬称略)

【町行政振興寄附金】高橋 悦子(瓢町)

現金 50万円

町では、ご趣旨に沿うよう活用させていただきます。